

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 20 日

久慈市長 遠 藤 譲 一

## 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
長内町
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 31 年 3 月 20 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数 1 経営体  
個人 1 経営体
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない。
5. 将来の農地利用のあり方
  - ・ 現状の農地の利用状況を維持するよう努める。
  - ・ 地域の中心となる経営体として、個人農家のほか、組織化も視野に入れ、利用しなくなる農地の受け皿の体制づくりに努める。
6. 農地中間管理機構の活用方針
  - ・ 利用しなくなる農地が出る場合は、原則として農地中間管理機構を活用するよう誘導する。
7. 地域農業の将来のあり方
  - ・ 生産基盤の整備により生産量の増加を図る。
  - ・ 地域内農家相互の連携を図る。
  - ・ 長内町南田の再生利用について、地域内の関心を高める。